

薬剤師による服薬指導を行ったときの服薬管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料の算定方法について学びましょう。

1 服薬管理指導料

1 算定のルール

処方箋の受付時に次の指導などをすべて行った場合に「受付1回につき」算定します。

- 患者さんごとに作成された薬剤服用歴にもとづき、調剤した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を記載した文書（薬剤情報提供文書）を患者さんに提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行うこと。
 - 処方された薬剤について、服薬状況などの情報を踏まえた薬学的知見にもとづき薬剤の服用などに関して必要な指導を行うこと。
 - 手帳を用いる場合は、調剤日、薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。
 - 患者さんごとに作成された薬剤服用歴や、患者さんや家族からの情報により、これまでに調剤された薬剤のうち服薬していないものの有無にもとづき必要な指導を行うこと。
 - 処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導を実施すること。
 - 薬剤情報提供文書により、調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報（後発医薬品の有無や価格に関する情報）を患者さんに提供すること。
- 薬局は、「療養担当規則」により、薬歴の確認とその管理が義務づけられています。

プラスα

服薬管理指導料の算定条件

学習中は、服薬管理指導料を算定する条件はすべて満たしているものとします。

参照

療養担当規則

『資料ブック』参照

プラスα

特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームとは身体上・精神上の障害により常に介護が必要な介護認定を受けた65歳以上の方が入所する施設です。学習中は考慮外としてください。

2 算定の留意点

3ヶ月以内の来局歴、お薬手帳の提示の有無により定められた点数を算定します。特別養護老人ホームを訪問し施設の職員と協力し、指導を行った場合、またはオンライン診療時に処方箋が交付された患者に情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合は点数が別に定められています。

算定する点数と記号は次のようになります。

区分	算定条件	点数	記号
1.	3月以内の来局歴ありかつ手帳提示あり	45	薬A
2.	3月以内の来局歴ありかつ手帳提示なし	59	薬B
	3月以内の来局歴なし	59	薬C
3. 特別養護老人ホーム入所患者	3月以内の来局歴ありかつ手帳提示あり	45	薬3A
	3月以内の来局歴ありかつ手帳提示なし	45	薬3B
	3月以内の来局歴なし	45	薬3C
4. 情報通信機器を用いた服薬指導		45	薬オ

参照

情報通信機器を用いた服薬指導は『資料ブック』参照

3 加算

加算項目ごとに定められた要件を満たし、必要な指導と薬学的管理を行った場合に算定します。それぞれの加算項目と加算要件は次のとおりです。

①麻薬管理指導加算

- ・麻薬を調剤
- ・麻薬の服用と保管状況、副作用の有無などの確認
- ・電話などで患者さんや家族に対し、定期的に服用状況や残薬を確認

②特定薬剤管理指導加算1

- ・特に安全管理が必要な厚生労働大臣が定める薬剤を調剤
- ・患者さんや家族に服用状況や副作用の有無などを確認

③特定薬剤管理指導加算2 【届出】

- 月に1回の算定です。
- ・抗がん剤による治療が行われている悪性腫瘍の患者さん
 - ・副作用の発現状況、治療計画などを文書で確認
 - ・調剤後、電話などで抗悪性腫瘍剤の服用状況や副作用の有無などを確認
 - ・医療機関に必要な情報を文書で提供

④乳幼児服薬指導加算

- ・6歳未満の患者さん
- ・患者さんや家族に対し、服用方法や誤飲防止などの乳幼児の服用に関する必要な指導を行う
- ・指導内容をお薬手帳に記載
- ・服用期間中に家族から薬剤に対する問い合わせがあった場合は、適切な対応と指導を行う

⑤小児特定加算

- ・人工呼吸器を装着している障害児、日常生活を営むために医療を必要とする障害児
- ・患者さんや家族に対し、服用に関する必要な指導を行う
- ・指導内容をお薬手帳に記載

⑥吸入薬指導加算

- 3ヶ月に1回の算定です。
- ・吸入薬が投与されている喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者さん
 - ・患者さんや家族、医療機関の求めに応じ、文書や練習用の吸入器などを使用した指導
 - ・医療機関に必要な情報を文書で提供

用語

相互作用

複数の薬剤の組み合わせにより、薬剤の効果が過剰になる、または低下することです。

参照

特に安全管理が必要な厚生労働大臣が定める薬剤

『資料ブック』『資料12』参照

用語

6歳未満

6歳の誕生日の前日までをいいます。

⑦調剤後薬剤管理指導加算

- 月に1回の算定です。
- ・地域支援体制加算届出の薬局
 - ・インスリン製剤・スルフォニル尿素系製剤使用の糖尿病の患者さん
 - ・調剤後、患者さんや家族、医療機関の求めに応じ、上記薬剤の服用状況や副作用の有無などを確認
 - ・医療機関に必要な情報を文書で提供

③⑥⑦を算定する場合は、服薬情報等提供料は算定できません。

2 かかりつけ薬剤師指導料 【届出】(受付1回につき)

- ・患者が選択した薬剤師(かかりつけ薬剤師)が、医師と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う算定。
- ・算定には患者の署名付き同意書が必要です。

1 算定のルール

- ・患者さんに対してかかりつけ薬剤師の業務内容の意義、役割、費用などを説明します。
- ・24時間相談に応じる体制が必要です。

2 算定の留意点

- ・受付1回につき
- ・かかりつけ薬剤師は2患者につき1薬局1薬剤師

3 加算

加算項目ごとに定められた要件を満たし、必要な指導と薬学管理を行った場合に算定します。加算要件は資料ブックを参照してください。

- ・麻薬管理指導加算
- ・特定薬剤管理指導加算
- ・乳幼児服薬指導加算
- ・小児特定加算

用語

かかりつけ薬剤師

患者が選択した保険薬剤師で、いつでも気軽に相談でき、信頼できる、地域に密着した薬局の薬剤師です。患者宅を訪問して服薬指導をしたり閉局時間の相談にも応じます。



これが **大切**

- ✓ 服薬管理指導料は、原則、処方箋「受付1回につき」算定する
- ✓ 特定薬剤管理指導加算2、調剤後薬剤管理指導加算は月に1回の算定である

薬剤師が、患者さんが毎日の服薬がしやすくなる工夫をしたり、患者さんの自宅に訪問して管理や指導を行った場合の算定方法を学びましょう。

1 外来服薬支援料

1 算定のルール

薬剤師が、服薬の自己管理が困難な患者さんや家族の求めに応じ、毎日の服薬管理が容易になるよう支援した場合に算定します。

支援とは、他の薬局や医療機関で処方された薬剤なども含めて一包化や服薬カレンダーなどの活用により薬剤の整理を行うことをいいます。

2 算定の留意点

- ・月1回を限度に算定します。
- ・処方医の了解を得ることが必要です。
- ・調剤済みの薬剤について服薬管理の支援を目的として行います。一包化を行っても、薬剤調製料の一包化加算は算定できません。

	朝	昼	夜	寝る前
日	☺	☺	☺	☺
月	☺	☺	☺	☺
火	☺	☺	☺	☺
水	☺	☺	☺	☺
木	☺	☺	☺	☺
金	☺	☺	☺	☺
土	☺	☺	☺	☺

プラスα

時間外等加算について

薬剤調製料の「在宅患者調剤加算」は、この在宅患者訪問薬剤管理指導料などを算定している患者さんに対し算定します。

2 在宅患者訪問薬剤管理指導料【届出】

1 算定のルール

寝たきりなどの状態のため在宅で療養している通院が困難な患者さんの自宅などを医師の指示にもとづき薬剤師が訪問し、管理や指導を行った場合に算定します。

薬剤師は薬学的管理指導計画を作成し、訪問後はその医師に対して訪問結果を文書で提供します。

2 算定の留意点

地方厚生(支)局長に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出が必要です。

- ・調剤した薬剤の服用期間内に実施した場合にのみ算定します。服用期間

プラスα

サポート薬局

本来担当している薬局が、緊急その他やむを得ない事由がある場合に限り、連携している他の薬局に訪問薬剤管理指導をお願いします。この連携している薬局をサポート薬局といいます。

プラスα

届出

施設基準は特に定められていません。

内であれば調剤を行っていない月に実施した場合も算定できます。

- ・単一建物診療患者の人数により所定点数が3種類あります。
- ・患者さん一人につき月4回までの算定です。月2回以上算定する場合は、算定する日の間隔は6日以上とします。
- ・薬剤師一人につき合わせて週40回に限り算定します。
- ・薬剤服用歴管理指導料は算定できません。
- ・情報通信機器等を用いて薬学的管理及び指導を行った場合は、別に定められた在宅患者オンライン服薬指導料を算定します。
- ・交通費は患者さんの負担となります。

3 加算

①麻薬管理指導加算

服薬管理指導料の麻薬管理指導加算と同様の加算です。

医師に、効果や副作用などの情報提供を行った場合に算定します。

②在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【届出】

- ・在宅で医療用麻薬持続注射を行っている患者さん
- ・投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者さんや家族等に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行う

③乳幼児加算

在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児を訪問して、直接患者さんや家族に対し、薬学的管理や指導を行った場合に算定します。

④小児特定加算

服薬管理指導料の小児特定加算と同様の加算です。

⑤在宅中心静脈栄養法加算

- ・在宅で中心静脈栄養法を行っている患者さん
- ・投与及び保管の状況、配合変化の有無等について患者さんや家族等に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行う



これが **大切**

- ✓ 外来服薬支援料の算定は月1回を限度とし、薬剤調製料の一包化加算は算定できない
- ✓ 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、原則、患者さん一人につき月4回までの算定できる

用語

単一建物診療患者

同じ建築物の居住者の中で、同じ薬局の薬剤師が定期的に訪問薬剤管理指導を行っている在宅療養中の患者さんをいいます。

プラスα

月4回

末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回算定できます。

用語

在宅患者オンライン服薬指導料

オンライン診療により処方箋を交付された患者さんにオンライン服薬指導を行う薬局の薬剤師がパソコンやスマホ等を使用して患者さんに薬の飲み方等を説明する仕組み。

薬剤師が、在宅で療養している患者さんの管理や指導を行った場合をはじめ、さまざまな薬学管理料の算定方法を学びましょう。

1 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

1 算定のルール

在宅患者訪問薬剤管理指導を実施している薬局の薬剤師が、在宅で療養している患者さんの状態が急変し、在宅療養を担う医師等からの求めで緊急に患者さんの自宅などを訪問し、必要な管理や指導を行った場合に算定します。

計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患に伴う急変の場合とそれ以外の場合で点数が異なります。

2 算定の留意点

- ・月4回に限り算定します。
- ・交通費は患者さんの負担となります。

3 加算

①麻薬管理指導加算

服薬管理指導料の麻薬管理指導加算と同様の加算です。

医師に、効果や副作用などの情報提供を行った場合に算定します。

②在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【届出】

在宅患者訪問薬剤管理指導料の在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算と同様の加算です。

③乳幼児加算

在宅患者訪問薬剤管理指導料の乳幼児加算と同様の加算です。

④小児特定加算

在宅患者訪問薬剤管理指導料の小児特定加算と同様の加算です。

⑤在宅中心静脈栄養法加算

在宅患者訪問薬剤管理指導料の在宅中心静脈栄養法加算と同様の加算です。

前述の項目以外にも、薬学管理料には次のものがあります。点数及び算定の留意点は、資料ブックを参照してください。

項目	内容
かかりつけ薬剤師包括管理料【届出】	医療機関において医科診療報酬点数表の項目である地域包括診療料、認知症地域包括診療料等を算定している患者に対し、かかりつけ薬剤師が医師と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行った場合に算定。
服用薬剤調整支援料	6種類以上の内服薬が処方されている患者に、薬剤師が医師に文書で提案し、調剤する内服薬を2種類以上減らした場合などに算定。
在宅患者緊急時等共同指導料	在宅患者訪問薬剤管理指導を実施している患者が対象。在宅療養を担う医師等の求めに応じ、緊急に患者宅へ行き、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員等と共同でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に算定。
退院時共同指導料	患者が入院している医療機関に赴き、医師や看護師等と共同して、退院後の薬剤に関する説明・指導を行った場合に算定。
服薬情報等提供料	患者等や患者の受診医療機関に、服薬状況等の情報を文書で提供した場合に算定。
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者に対して、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、医師に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合に算定。
経管投薬支援料	胃瘻または腸瘻による経管投薬・経鼻経管投薬を行っている患者が対象。簡易懸濁法による薬剤の服用に関する支援を行った場合に算定。

用語

カンファレンス

相談、協議、話し合いなどのことをいいます。

これが大切

- ✓ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患に伴う急変の場合とそれ以外の場合で点数が異なる
- ✓ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は月4回を限度として算定する